

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】令和2年4月2日(2020.4.2)

【公表番号】特表2019-515158(P2019-515158A)

【公表日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【年通号数】公開・登録公報2019-021

【出願番号】特願2018-547998(P2018-547998)

【国際特許分類】

E 02 F 5/10 (2006.01)

E 02 F 5/12 (2006.01)

E 02 F 3/815 (2006.01)

【F I】

E 02 F 5/10 B

E 02 F 5/12

E 02 F 3/815 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月21日(2020.2.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

海底にトレーニチを形成する及び／又は前記トレーニチ内に物質を挿入するための装置であって、前記装置は：

ボディと；

前記海底に係合し且つ前記ボディを支持するように前記ボディに取り付けられる海底係合手段と；

前記海底に沿った前記装置の移動の結果として前記海底上の物質を移動させる物質移動手段であって、前記物質移動手段は、前記ボディに取り付けられる複数の第1の物質移動部材、及び、前記物質移動手段の第1のモードにおける前記装置の横方向の幅が、前記物質移動手段の第2のモードにおける前記装置の横方向の幅よりも大きくなるように、前記物質移動手段の前記第1のモードにおいて前記第1の物質移動部材に取り付けられる複数の第2の物質移動部材を有する、物質移動手段と；

前記海底で前記トレーニチを切り取るために前記ボディによって支持されたトレーニチ切り取り手段と；を有し、

前記物質移動手段は、前記トレーニチ切り取り手段が前記海底で前記トレーニチを切り取っている間に、前記海底上の物質を、前記海底係合手段の前に、前記装置の横方向外側に移動させるように構成される、複数の歯を有する、

装置。

【請求項2】

少なくとも1つの前記第2の物質移動部材は、それぞれの前記第1の物質移動部材に旋回可能に取り付けられる、

請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記物質移動手段は、前記ボディに取り付けられた少なくとも1つの第3の物質移動部材によって前記物質を移動させるように適合される、

請求項1又は2に記載の装置。

【請求項4】

前記第3の物質移動部材は、取り外し可能である、

請求項3に記載の装置。

【請求項5】

前記海底係合手段は、前記海底係合手段が前記海底に係合する前記海底係合手段の第1のモードと、前記海底係合手段が前記トレンチに隣接した前記海底及び前記トレンチの少なくとも1つの壁に係合する前記海底係合手段の第2のモードとの間で調節可能である、

請求項1乃至4のいずれか1項に記載の装置。

【請求項6】

前記海底係合手段は、少なくとも1つのスキッドを有する、

請求項5に記載の装置。

【請求項7】

少なくとも1つの前記スキッドは、前記第1及び前記第2のモードで前記海底に係合する第1の部分と、前記第1のモードで前記海底に係合するとともに前記第2のモードで前記トレンチの前記壁に係合する、前記第1の部分に対して旋回可能な、第2の部分とを有する、

請求項6に記載の装置。

【請求項8】

前記海底係合手段の高さは、前記ボディに対して調節可能である、

請求項1乃至7のいずれか1項に記載の装置。

【請求項9】

前記物質移動手段は、前記トレンチから除去される前記物質が前記トレンチから離れて横方向に移動される前記物質移動手段の第1のモードと、前記トレンチに隣接する前記物質が前記トレンチ内に移動される前記物質移動手段の第2のモードとの間で調節可能である、

請求項1乃至8のいずれか1項に記載の装置。

【請求項10】

前記物質移動手段は、前記物質移動手段の前記第1のモードと前記第2のモードとの間で旋回可能な複数の第1の物質移動部材を有する、

請求項9に記載の装置。

【請求項11】

前記物質移動手段の前記第2のモードにおいて、前記ボディに対する前記第1の物質移動部材の外側への旋回を抑制する抑制手段をさらに有する、

請求項10に記載の装置。

【請求項12】

前記歯は、使用中の前記物質移動手段から下方に突出するとともに前方を向く、

請求項1乃至8のいずれか1項に記載の装置。